

治験の決まりごと

治験は「ヘルシンキ宣言」に基づく倫理的原則と、「医薬品の臨床試験の実施に関する基準(GCP)」を遵守して行わなければならない

治験では、「くすりの候補」を人に使うため、治験に参加していただく方の人権や安全性が最大限に守られなければなりません。

「くすりの候補」の効果と安全性を科学的な方法で調べる必要があります。

そのため

国によって厳しいルールが定められています。そのルールを「医薬品の臨床試験の実施に関する基準(GCP)」といいます。このルールに従って当院でも治験を行っています。